

「安心・安全への配慮」から

地震災害への備えに対する

税の優遇措置が創設されました

市の補助制度が
住宅の耐震診断等を支援します

都市整備課 内線255

◎木造住宅耐震診断助成制度

■補助対象となる事業

専門機関が行う住宅の耐震診断

■対象となる木造住宅

○木造軸組工法または伝統工法によるもの

○併用住宅は延べ面積の過半が住宅用のもの

※建築年次の制限はありません

■助成額

上限2万円

◎建築物耐震診断助成制度

■補助対象となる事業

専門機関が行う建築物の耐震診断または構造再計算

■対象となる住宅

木造住宅以外の建築物

※建築年次の制限はありません

■助成額

上限100万円

◎耐震補強工事費助成制度

■補助対象となる工事

市の耐震診断助成を受けて、建築物の所有者が行う耐震補強工事

■対象となる住宅

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅

■助成額

1戸当たり60万円が上限(今年度は別途24万円以内の加算あり)

※ただし、増改築を行っている建物は、該当しない場合もあります

※申し込み、詳細については、都市整備課へ

固定資産税

税務課家屋係 内線516

耐震改修をした家屋の固定資産税を最長3年間2分の1に減額する特例措置が講じられます。

■対象となる耐震改修工事【次のいずれも満たすこと】

- 昭和57年1月1日以前に建築された住宅
- 現行の耐震基準に適合させる改修工事
- 一戸当たりの工事費が30万円以上の耐震改修工事

■固定資産税の減額

○改修工事全体に係る固定資産税を2分の1減額
 ○減額は1戸当たり120平方メートル(居住の用に供する部分の面積が適用対象)まで
 ○併用住宅の場合は、居住部分の床面積が全体の2分の1以上とのもの

■固定資産税を減額する期間

改修工事完了期間	減額期間
平成18年1月1日～平成21年12月31日	3年間
平成22年1月1日～平成24年12月31日	2年間
平成25年1月1日～平成27年12月31日	1年間

■特例措置の適用を受けるための手続き

- 減額申告書に、次の書類を添付して市へ申告してください
 - ①耐震改修証明書(指定検査機関などが発行)
 - ②耐震改修費用を証する書類(領収書、契約書など)
- ※改修後3ヶ月以内に申告してください



住民税

税務課市民税係 内線513

地震災害に対する個人資産の保全を促進するため、地震保険料控除が創設されました。

制度の概要

◎現行 (損害保険料⇒一定の計算により求めた額が対象)

■保険料額に応じた一定の金額を所得控除

■控除限度額

○長期 住民税1万円(所得税1.5万円)

○短期 住民税2千円(所得税3千円)

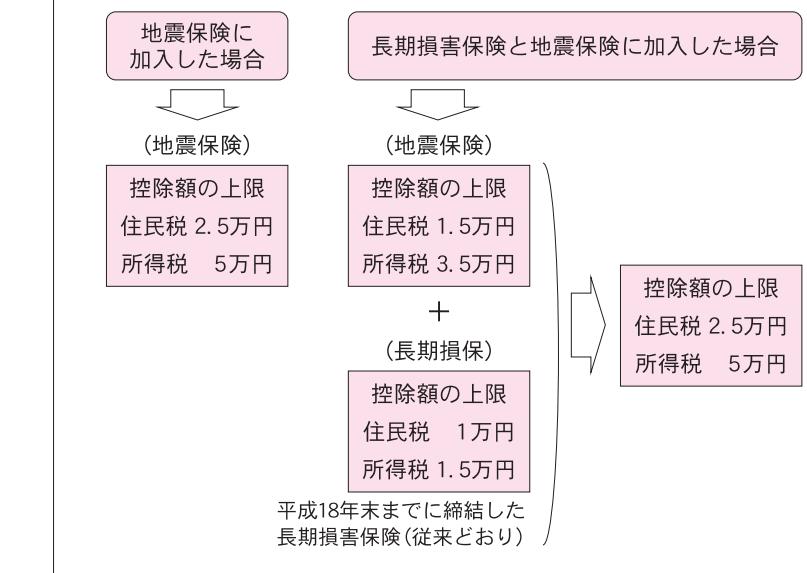
※併用の上限は、住民税1万円(所得税1.5万円)

◎改正後 (地震保険料⇒保険料の全額が対象)

■保険料の2分の1の額を所得控除

■控除限度額 住民税2.5万円(所得税5万円)

■平成19年中に支払った保険料から適用



■地震保険とは

- 地震、噴火、津波などを原因とする火災や損壊などによる損害を補償する保険
- 保険の対象は、居住用の建物と生活用の家財
- 火災保険では、地震を原因とする火災または地震による延焼などは適用外
- 地震保険は、火災保険に付帯する方式での契約となるため、火災保険の加入が前提
- 地震保険は最長5年の契約期間

■地震保険料控除の適用

- 住民税 平成20年度分(平成19年中に支払ったもの)以後の控除から適用
- 所得税 平成19年分以後の控除から適用

■長期損害保険料控除の経過措置

- 平成18年12月31日までに締結した長期損害保険で、地震保険料控除の対象外のものの保険料控除は、従来どおり
- 地震保険と長期損害保険を併用した控除限度額
 - ①住民税 2.5万円
 - ②所得税 5万円

■現行の短期損害保険料控除

- 住民税・所得税とも平成18年中に支払った保険料をもって控除制度は廃止